

## 優良県営建設工事表彰実施要領

### (目的)

第1 この要領は、県内建設業者の施工技術の向上による公共工事の品質確保及び健全な元請下請関係の構築に資するために実施する優良県営建設工事表彰及び優良下請負企業表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (表彰の区分)

第2 表彰は次に掲げる種別に区分する。

- (1) 優良県営建設工事表彰
  - ア 土木工事
  - イ 舗装工事、法面処理工事その他の土木系工事
  - ウ 建築一式工事
  - エ ウ以外の建築系工事
- (2) 優良下請負企業表彰

### (表彰の対象)

第3 第2(1)の優良県営建設工事表彰は、表彰の前年度に完工した県営建設工事について、施工成績が良好で他の模範となるものを対象とし、次の各号の全てに該当するものについて行う。

- (1) 岩手県内に主たる営業所（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。以下同じ。）を置く企業が施工した工事（共同企業体による施工については、岩手県外に主たる営業所を置く企業が構成員に含まれる場合を除く。）
  - (2) 完工の時点における請負金額（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む金額）が1,000万円以上の工事
  - (3) 請負工事施工成績評定要領（平成13年4月13日付け建技第36号）に基づく工事成績評定点（以下「工事成績評定点」という。）が85点以上の工事
- 2 第2(2)の優良下請負企業表彰は、当該年度の優良県営建設工事表彰の対象工事の下請負企業で、その功績が特に顕著であるものを対象とし、次の各号の全てに該当するものについて行う。
- (1) 岩手県内に主たる営業所を置く企業
  - (2) 当該下請負工事の完工の時点における請負金額（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む金額）が200万円以上の1次下請負企業
  - (3) 当該下請負工事の請負金額（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含まない金額）の50%以上に相当する工程を自社施工している企業
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰の対象としない。
- (1) 表彰の前年度又は当該年度の表彰日の前日までに、県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号）に基づく指名停止を受けた企業
  - (2) その他表彰にふさわしくない行為があった企業

### (推薦)

第4 第2(1)の優良県営建設工事表彰については、別表1に掲げる課等（以下「発注公所」という。）の長が、様式1優良県営建設工事推薦調書により建設技術振興課総括課長あて推薦する。

なお、発注公所の長は、特に貢献が大きかったと認められる工事がある場合に限り、推薦する全ての工種の工事のうちから1件を公所長推薦工事として推薦することができる。

2 第2(2)の優良下請負企業表彰については、当該年度の優良県営建設工事表彰を受賞することに内定された企業が、受賞対象工事で推薦の対象とすることを適当と認める下請負企業を様式2優良下請負企業推薦調書及び次の資料により発注公所の長あて推薦する。発注公所の長は提出された優良下請負企業推薦調書に意見を付した上で、建設技術振興課総括課長あて提出するものとする。

- (1) 元請負企業が発注公所あて提出した下請調書の写し
- (2) 下請負契約書の写し(当該下請負工事について2次下請負がある場合は、当該2次下請負契約書の写しを含む。)
- (3) 施工体系図(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第24条の7第4項の規定に基づく作成義務がある場合に限る。)
- (4) 施工体制台帳(法第24条の7第1項の規定に基づく作成義務がある場合に限る。)

(優良県営建設工事表彰審査会)

第5 表彰対象工事を選定するにあたり、工事の審査を行うため、優良県営建設工事表彰審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会委員は、別表2に掲げる者とする。
- 3 委員の任期は2年を限度とし、再任を妨げない。
- 4 委員(学識経験者を除く。以下同じ。)に事故があるとき、委員が欠けたとき、又は委員が不在のときは、当該委員の所属する部局の職員で当該部局の長が指名するものがその職務を代理する。

(審査方法)

第6 第2(1)の優良県営建設工事表彰の審査については、次により行う。

- (1) 推薦のあった工事のうち、工事成績評定点と公所長推薦工事評定点との合計点数で概ね上位50件の工事を建設技術振興課において選定する。
  - (2) 審査会委員は、建設技術振興課において選定された工事について、別に定める審査基準により「他の模範となる事項」について加点評価を行う。
  - (3) 審査会は、工事成績評定点、公所長推薦工事評定点及び「他の模範となる事項」の点数を合計した総合点数を考慮の上、審査会委員の合議により概ね20者の企業を表彰候補として選定する。
- 2 第2(2)の優良下請負企業表彰の審査については、優良県営建設工事表彰の受賞工事の発注公所の長が別に定める審査基準により「工事に貢献した内容」の認否について加点評価を行い、審査会において合計点数を考慮の上、審査会委員の合議により1工事当たり3者以内、全数で概ね15者の下請負企業を表彰候補として選定する。

(表彰する工事及び企業の決定)

第7 知事は、表彰する工事及び企業について、審査会によって選定されたものの中から決定する。

附 則

この実施要領は、平成17年9月22日から実施する。

この実施要領は、平成18年8月4日から実施する。

この実施要領は、平成19年7月25日から実施する。

この実施要領は、平成20年8月 1日から実施する。  
この実施要領は、平成21年8月 5日から実施する。  
この実施要領は、平成22年7月15日から実施する。  
この実施要領は、平成24年8月28日から実施する。  
この実施要領は、平成25年8月28日から実施する。  
この実施要領は、平成26年8月 4日から実施する。  
この実施要領は、平成27年8月18日から実施する。  
この実施要領は、平成27年9月 1日から実施する。  
この実施要領は、平成28年8月 9日から実施する。  
この実施要領は、平成29年7月18日から実施する。  
この実施要領は、平成30年6月29日から実施する。  
この実施要領は、令和元年7月26日から実施する。  
この実施要領は、令和2年9月18日から実施する。

別表1 優良県営建設工事の推薦部局等

部局名	課等名	推薦する県営建設工事種別	推薦件数
農林水産部	広域振興局の農林水産担当の部及びセンター	(1) 土木工事	2件以内
		(2) 舗装工事、法面処理工事その他の土木系工事	
県土整備部	建築住宅課	(1) 建築一式工事	A級からC級までの等級ごとに1件以内とし、合計で2件以内
		(2) (1)以外の建築系工事	電気設備又は管設備についてはA級及びB級の等級ごとに1件以内とし、合計で2件以内
〃	広域振興局土木部、土木センター及び部所管出先機関	(1) 土木工事	A級からC級までの等級ごとに1件以内とし、合計で2件以内
		(2) 舗装工事、法面処理工事その他の土木系工事	1工事種別につき1件以内とし、合計で2件以内
		(3) 建築一式工事	1件以内 ただし、盛岡広域振興局土木部にあつては、A級からC級までの等級ごとに1件以内とし、合計で2件以内
		(4) (3)以外の建築系工事	1件以内 ただし、盛岡広域振興局土木部にあつては、1工事種別につき等級ごとに1件以内とし、合計で2件以内
〃	建設技術振興課	(1) 土木工事 (2) 舗装工事、法面処理工事その他の土木系工事 (3) 建築一式工事 (4) (3)以外の建築系工事	1工事種別につき1件以内 ただし、東日本大震災津波に係る復旧・復興工事が行われている間は、必要に応じて推薦件数を増加できるものとする。

備考1 推薦する工事は、工事成績評定点と併せて、「環境への配慮」、「地域への配慮」及び「創意工夫」について、他の模範となるものとする。

2 推薦する工事は、建設技術振興課が推薦するものを除き、推薦する公所が所管する県営建設工事とする。ただし、建築住宅課にあつては、他部局から施行依頼を受けた営繕工事を推薦する工事に含めることができる。

3 「土木系工事」には、土木施設の建設に付随し、又は土木施設の改良若しくは維持管理を目的とする建築一式工事又は電気設備、管設備その他の設備系工事を含まものとする。

4 「建築系工事」は、建築物の建築に付随し、又は建築物の改良若しくは維持管理を目的とする

電気設備、管設備その他の設備系工事とする。

別表2 優良県営建設工事表彰審査会委員

構成	所属等	備考
委員長	県土整備部河川港湾担当技監	
委員	県土整備部道路都市担当技監	
副委員長	農林水産部農村整備担当技監	
委員	学識経験者	(建築)
委員	学識経験者	(土木)